

各薬局開設者 様

香川県健康福祉部薬務課長

薬局機能情報提供制度に係る定期報告について

薬局機能に関する情報については、住民・患者に対して分かりやすい形で提供するため、全国統一的なシステムのウェブサイト「医療情報ネット（ナビイ）」で公開しています。

つきましては、下記の要領により令和 7 年 12 月 31 日時点の定期報告をお願いします。

今回、報告いただいた情報は、令和 8 年 3 月下旬に「医療情報ネット（ナビイ）」にて、順次、公開します。

※本通知文書は、昨年度紙面で報告のあった薬局にのみ送付しています。オンラインで報告が可能な薬局については医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）からオンラインで報告をお願いいたします。

記

1 報告期限

令和 8 年 1 月 31 日（土）

2 作成基準日

令和 7 年 12 月 31 日時点における薬局機能情報

（実績値については、令和 7 年 1 月から 12 月の実績）

3 報告方法

(1) 「G-MIS」からオンラインで報告する場合

別添 2「G-MIS 操作方法」を参考に「G-MIS」にログインし、必要事項を直接、入力の上、報告してください。

(2) オンラインでの報告ができない場合（インターネット環境がない場合等）

以下の提出書類に必要事項を記入の上、管轄の保健所に提出してください。

① 提出書類（様式は、香川県ホームページからダウンロードできます。）

- ・報告書様式 1
- ・調査票 1 又は前回の機能情報報告内容を加除修正したもの

② 提出先

保 健 所	管 轄 地 域
<b>■小豆保健所衛生課</b> （小豆総合事務所内） 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 <b>TEL 0879-62-1374</b> (直通)	小豆郡（小豆島町、土庄町）
<b>■東讃保健所衛生課</b> （大川合同庁舎内） 〒769-2401 さぬき市津田町津田930番地2 <b>TEL 0879-29-8270</b> (直通)	さぬき市、東かがわ市、木田郡（三木町）、香川郡（直島町）
<b>■中讃保健所衛生課</b> （中讃保健福祉事務所内） 〒763-0082 丸亀市土器町東8-526 <b>TEL 0877-24-9964</b> (直通)	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡(綾川町、宇多津町)、仲多度郡（まんのう町、琴平町、多度津町）
<b>■西讃保健所衛生課</b> （西讃保健福祉事務所内） 〒768-0067 観音寺市坂本町7-3-18 <b>TEL 0875-25-4383</b> (直通)	観音寺市、三豊市
<b>■高松市保健所生活衛生課</b> 〒760-0074 高松市桜町1-10-27 <b>TEL 087-839-2865</b> (直通)	高松市 （注）高松市内の薬局は、高松市保健所を經由して県に報告書を提出していただくことになります。

ご質問等がありましたら、上記管轄保健所又は当課までご連絡ください。

※注意事項

本報告は、医薬品医療機器等法第8条の2で定められた薬局の義務となっていますので、必ず、報告をお願いします。

報告していただいた情報については、住民・患者が薬局を適切に選択できるよう、薬局において、閲覧できるようにしておくとともに、薬局機能情報に関する相談・照会等があった場合は、適切に対応をしていただくようお願いします。

添付文書一覧

○本通知文書（別添1から3をまとめて綴じています）

- ・別添1 薬局機能情報定期報告の方法とお知らせ
- ・別添2 G-M I S操作方法
- ・別添3 報告事項説明資料

○報告書様式1

○前回の機能情報報告内容

○医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度・かかりつけ医機能報告制度における報告を書面によって行う病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局の皆様へ

(問合せ先)

香川県健康福祉部薬務課

薬事指導グループ 豊田

TEL : 087-832-3307